着通知を発信する場合は，つぎの書式によっている。

小荷物到着通知書

荷物切符				
月日	番号	発駅	品名	個数

殿送り出し貴殿あての右の小荷物が何日当駅に到着しましたから、次の事項を御承知のうえ、至急お引き取り下さい。

一 本書・印章・小荷物切符・貨物引換証・船荷証券を御持参下さい。

一 運賃・料金 金 円は、貴殿の御負担ですから御持参下さい。

一 引換代金額 金 円を御持参下さい。

一 月 日までにお引き取りがないときは、所定の保管料を申し受けます。

一 月 日までにお引き取りがないときは、発駅に返送いたします。

昭和 年 月 日

駅 長

3 到着通知不能小荷物の掲示

荷受人の転居・荷札の誤記または記載の不備等荷主の責任となるべき事由により，あるいは天災事変その他不可抗力により到着通知を発信することができない場合は，上記の形式の掲示板により，駅内の見やすい場所に小荷物到着の旨を掲示し，到着通知にかえることにしている。この掲示期間は，荷受人に周知される時間を考慮して，7日間となっている。(金田政吉)

こにもつのうんちんわりびき　小荷物の運賃割引　小荷物運送に当って営業政策的見地，または社会政策的見地から運賃の低減を行う場合には，基本運賃とは別に特別運賃を設定する⌊特定運賃⌉の方法と，基本運賃から一定の率の割引を行う⌊運賃割引⌉方法とがある。小荷物の運賃割引というのは通常運賃割引制度による小荷物運賃の低減をいうが，特定運賃と関連するのであわせてその沿革をみればつぎのとおりである。

1 特定運賃制度

大正2・2都市生活者に対し，新鮮な食料品をできるだけ低廉に供給するための社会政策的な目的で，運送距離50マイル以内の牛乳，鮮魚，貝類，鮮肉，野菜，果物および卵に対し，基本運賃より低廉な小荷物扱食料品運賃を特設し，さらにその空容器は無賃で返送の取扱をした。

その後時代の変遷に伴なって数次の運賃改正が行われ，昭和17・3までつづいたが，戦時の荷物輸送統制が開始されるにおよびこの制度は廃止された。

2 運賃割引制度

運賃割引制度の沿革は，時代の変遷に伴なってつぎの4つに大別できる。

(1) 昭和2・9から昭和17・3まで

ア 国鉄と連絡運輸の取扱をする運輸機関が使用する運輸帳表類で，その運輸機関を荷受人とするものに対し昭和2・9から昭和17・3まで基本運賃の5割を逓減した。

イ 放鳩訓練のため運送する伝書鳩(でんしょばと)および通信のため運送する新聞社または通信社の伝書鳩に対し，昭和7・7～昭和17・3まで基本運賃の5割を逓減した。

ウ 図書館と市町村役場・学校・青年団（処女会を含む）等との間に往復する巡回書庫に対し，昭和8・9から昭和17・3まで基本運賃の5割を逓減した。

エ このほか陸海軍関係公用小荷物については昭和5・4から昭和20・8太平洋戦争が終結するまで基本運賃に対し5割の逓減を行った。

(2) 昭和17・4から昭和21・3まで

食料品に対する特定運賃制度が昭和17・3かぎり廃止されたので，昭和17・4改めて，公定価格の維持を目的とする国策的見地から，活魚・鮮魚・貝類に対し運送距離250km以内のもので，かつ鉄道局長が承認したものについて基本運賃に対し7割の逓減を行った。また乳に対しては運送距離250km以内のものについて，基本運賃に対し7割5分の逓減を行った。ついで，昭和19・10から生野菜（甘しょ，馬鈴しょを除く）に対し，活鮮魚貝類と同様の範囲により基本運賃に対し7割の逓減を行った。

(3) 昭和21・4から昭和25・5まで

太平洋戦争終結とともに運賃割引制度も逐次戦前の姿に復元しつぎのように改められた。

ア 国鉄と連絡運輸の取扱をする運輸機関が使用する運輸帳表で，その運輸機関を荷受人とするものに対し基本運賃の5割を逓減することとした。

イ 乳，生果物，活鮮魚介えび類，生野菜および同返送空容器で，鉄道局長の承認したものに対し基本運賃の7割を逓減した。

(4) 昭和25・6以降

昭和25・6・1以降小荷物の運賃割引についても，営業政策的な面に社会政策的な面を加味し，余剰輸送力の活用により，割引の結果国民生活に寄与するものに対し，基本運賃から一定率の割引を行うことになった。

現行の小荷物運賃割引制度の内容は，つぎのとおりである。

1 割引の対象品目

(1) 生乳，生果物，生野菜，生鮮魚介類，イースト。

(2) 前号のほか生活必需品または急送を要するもの。

2 運送区間および運送列車

発着駅および運送列車を限定することができるもの。

3 割引率 3割以内を原則とする。

4 責任出荷個数

1箇月200個以上（生乳にあっては1箇月25個以上）の責任出荷個数を条件とし，責任出荷個数に達しない場合は，一般小荷物運賃に切換え差額運賃を納付するものであること。

5 割引の方法

荷送人からの申請にもとづき営業局長または支社長が承認を行い，鉄道管理局長が運送に関する契約書を交換する。(金田政吉)

こにもつひきわたししょうめいしょ　小荷物引渡証明書

小荷物の荷送人から商取引の関係その他の理由で，着駅における小荷物の引渡しの事実について証明書の交付方請求があった場合に，これに応じつぎにより発行する証明書をいう。

小荷物引渡証明書

昭和何年何月何日 何駅発、何某殿送り出しの小荷物切符第何号・何個・何キログラムの小荷物は、昭和何年何月何日何駅において（配達をした通運業者何某が）何某殿に、引き渡したことを証明する。

昭和 年 月 日

駅 長

公印

1 請求する駅は発駅または着駅に限定している。

2 請求できる期間は調査の関係もあって，小荷物託送の際または託送後3箇月以内にかぎることとしている。

3 請求があった場合は，引渡証明料を収受し，着駅駅長において，つぎの様式の小荷物引渡証明書を発行し，請求者に交付する。(金田政吉)

ごのうせん　五能線　奥羽本線東能代駅から日本海沿岸を走っ